

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第5号

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年静岡県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(私服作業等手当) <b>第13条</b> 私服作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) (略) (2) 私服員が次に掲げる作業に従事したとき。 ア 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の身邊の護衛の作業  イ (略) (3)・(4) (略) 2 (略)	(私服作業等手当) <b>第13条</b> 私服作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) (略) (2) 私服員が次に掲げる作業に従事したとき。 ア 天皇又は皇后、 <u>上皇、上皇后</u> 、皇太子、 <u>皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃</u> の身邊の護衛の作業  イ (略) (3)・(4) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年5月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された私服作業等手当は、改正後の条例の規定による私服作業等手当の内払とみなす。